

【資料 1】

角田市行政評価実施要綱
角田市長期総合計画等推進本部設置要綱
角田市長期総合計画等推進委員会設置要綱

} の制定について

- 角田市第6次長期総合計画及び角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理を的確に行い、成果を重視した市政運営を行うとともに、市議会からの意見や市民ニーズの適格な反映等を通して説明責任を遂行し、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、行政評価の実施等に関し必要な事項について要綱を制定するもの。

【これまでの評価体制】

- 第5次長期総合計画：H23（2011）年度～R3（2021）年度
 - 担当課による内部評価（まちづくりの指標の評価のみ）をまちづくり政策課がとりまとめた上で、行政経営推進委員会に諮り、その結果は公表していない。（R3年度実績の評価結果は未達成率：約8割）
- まち・ひと・しごと創生総合戦略：H27（2015）年度～R3（2021）年度
 - 担当課による内部評価（「基本目標・KPIの評価」＋「施策全体の方向性」に対する評価）をまちづくり政策課がとりまとめた上で、本部会議（部課長以上）に諮った後、推進委員会（外部有識者会議）に諮り、その結果はHPで公表している。（R3年度実績の評価結果は「達成」の割合：35.7%）
- 総合計画は市議会の関与はなし。総合戦略のみ市議会全員協議会で意見集約

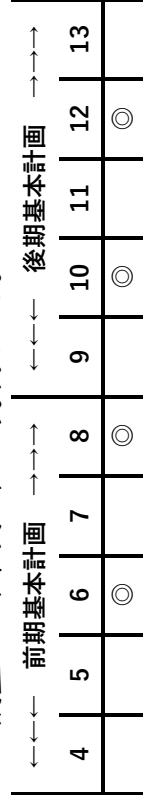
【これからの評価体制】

●前述のとおり、これまでも不十分ながら評価体制は存在していたが、第5次長期総合計画における評価結果を見ると、約8割が目標未達成となっている。長期総合計画は、市の最上位の計画であり、その計画に掲げられている指標は、市政運営上の重要な評価基準となる。行政経営推進委員会の委員からは、「民間であれば給料やボーナスに即座にひびく」と指摘されている。これまでの反省を活かし、成果を重視し、説明責任を果たす市政運営を行うために、評価体制を見直すもの。

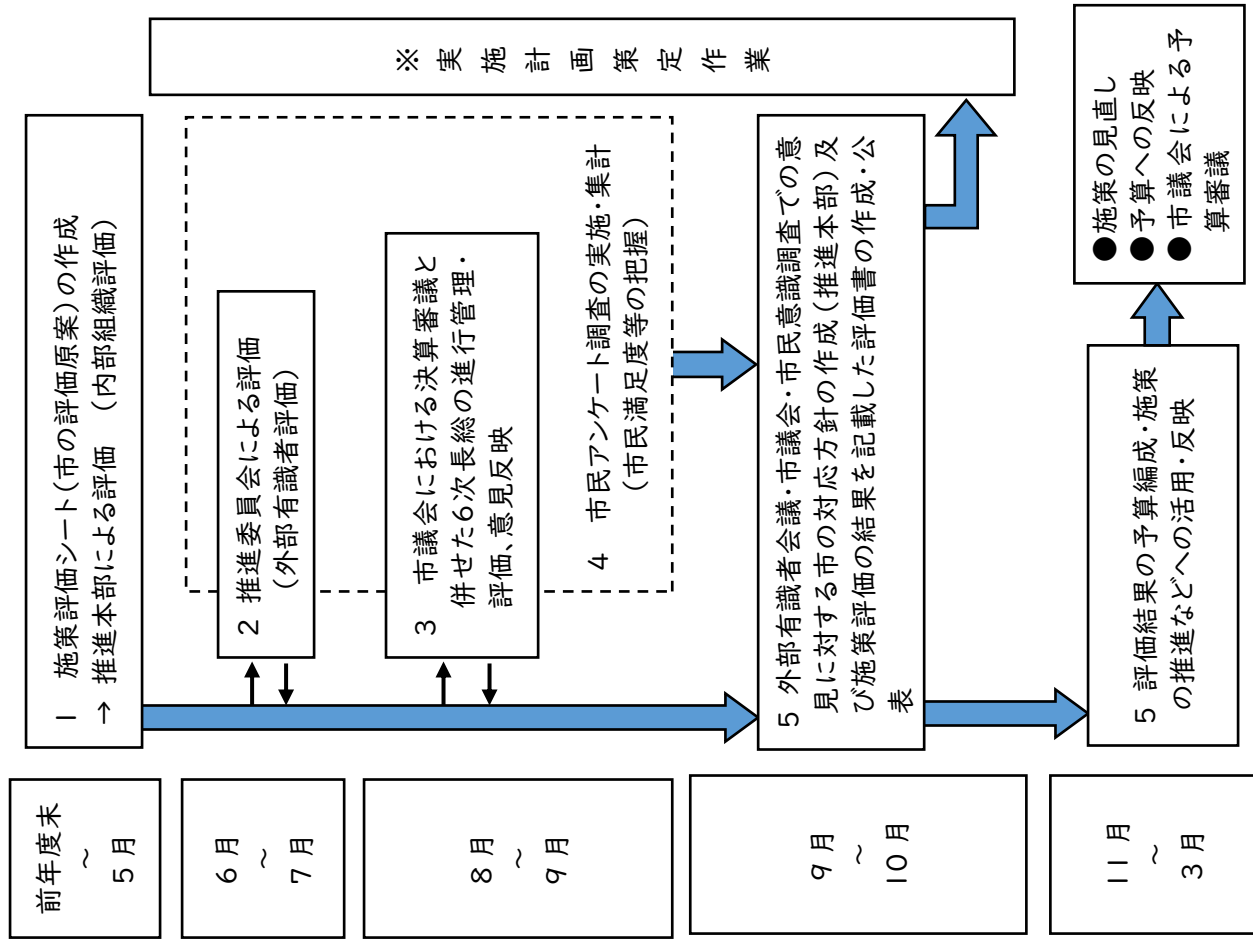
※新たな評価体制については、「●6次長総における行政評価の流れ（イメージ）」参照

●6次長総における行政評価の流れ(イメージ)

1. 市の評価原案の作成・内部組織評価
市は、施策評価シートを作成し、基本目標・KPIの評価と併せて施策単位の評価を行い、今後の方向性を検討【担当課評価(1次)→推進本部による評価(2次)】
2. 外部有識者による進捗管理・評価
上記1の市による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、市が自ら評価した内容について、外部有識者会議(推進委員会)の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させる。(外部)
3. 市議会による決算審議と併せた進捗管理・評価
上記1・2を踏まえ、基本目標・KPIによる評価結果を「主要施策の成果」中に追記し、市議会において、決算審議と併せて6次長総の進捗管理・評価について議会からの意見を聴き、評価結果に反映させる。
4. 市民意識調査の隔年実施
6次長総の進捗に伴う市民の意向を調査するため、概ね隔年で市民アンケート調査を実施し、市民満足度等を調査の上、市民の声を反映させる。



5. 予算・施策への反映
上記1～4による進捗管理・評価、アンケート調査の結果を踏まえ、次年度以降の予算編成や施策の推進等に活用し、適切に反映させます。



角田市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、行政評価の結果を市政に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進し、もって市民に対する説明責任を遂行するとともに、角田市長期総合計画条例（令和元年角田市条例第14号）第3条に定める総合的かつ計画的な市政運営を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 実施機関が行う施策及び事務事業について、一定の指標等を用いて客観的な検証を行うことをいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (3) 施策 政策を実現するための具体的な方針をいう。
- (4) 事務事業 施策を実現するための個々の手段としての事務及び事業をいう。

(行政評価の基本方針)

第3条 行政評価は、実施機関が所掌する施策及び事務事業について、適時にその効果を把握し、必要性、有効性、効率性等の観点から、可能な限り定量的に行わなければならない。

- 2 実施機関は、行政評価の目的を十分認識するとともに、成果を重視した市政運営を推進しなければならない。
- 3 実施機関は、行政評価の結果に基づき、施策及び事務事業を重点化、縮減、再編又は廃止することにより、限られた人員、財源等の行政資源を有効に配分するものとする。
- 4 実施機関は、行政評価の結果を随時公表し、市民の意見が市政に反映されやすい環境づくりに努めるものとする。
- 5 職員は、市民の視点に立って、その所管する施策及び事務事業について目的及び結果を重視した観点から常に見直すとともに、自ら意識改革及び政策形成能力の向上を図るよう努めなければならない。

(行政評価の対象及び時期)

第4条 行政評価の対象は、角田市長期総合計画条例第2条第3号の基本計画に掲げる重点プロジェクト及び分野別施策（以下これらを「施策等」という。）とし、行政評価の実施時期は、地方

自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号に規定する決算の認定についての議案を議会へ提出する日の前日までに行うものとする。

（行政評価の方法）

第5条 行政評価は、毎年度実施するものとし、次に掲げる方法により行う。

- （1） 1次評価 前条に規定する施策等を所管している実施機関が行う評価
- （2） 2次評価 角田市長期総合計画等推進本部設置要綱（令和4年角田市告示第49号）の規定により設置した長期総合計画等推進本部が行う評価
- （3） 外部評価 角田市長期総合計画等推進委員会設置要綱（令和4年角田市告示第54号）の規定により設置した角田市長期総合計画等推進委員会が行う評価

2 前項に掲げるもののほか、施策等に対する市民意識調査を実施することとし、その実施の時期については、市長が別に定める。

（行政評価の結果の公表）

第6条 市長は、行政評価の結果について、速やかに議会に報告するとともに、市のホームページ等により公表するものとする。

（行政評価の結果の活用）

第7条 評価の結果については、施策等及び事務事業の改善、予算編成、職員の定員管理並びに人材育成等に活用するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、行政評価に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

角田市長期総合計画等推進本部設置要綱

(設置)

第1条 角田市長期総合計画条例（令和元年角田市条例第14号）に基づく長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定により定めた角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）等を円滑に推進し、計画的なまちづくりを行うため、角田市長期総合計画等推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 長期総合計画及び総合戦略の推進に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) その他長期総合計画等の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、部課長会議の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(角田市行政経営推進委員会設置要綱等の廃止)

2 角田市行政経営推進委員会設置要綱（平成23年角田市告示第27号）は、廃止する。

3 角田市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱（平成27年角田市告示第2号）は、廃止する。

4 角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱（平成27年角田市告示第17号）は、
廃止する。

角田市長期総合計画等推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 角田市長期総合計画条例（令和元年角田市条例第14号）に基づく長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定により定めた角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）等を円滑に推進し、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、角田市長期総合計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 長期総合計画及び総合戦略の推進に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) その他長期総合計画等の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政について優れた識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。